

第3回 美郷町農業委員会議事録

開催年月日 令和2年3月30日

出席者	1. 菊池勇夫	2. 中野誠五	3. 甲斐奉文	4. 中田辰美
	5. 森田正春	6. 林田寿利	7. 柳田隆喜	8. 田野敏広
	9. 山口時義	10. 藤本政嗣	11. 黒木民徳	12. 藤田博文
	13. 菊田正光	14. 竹田親吏		

議事録署名人 6番 林田 寿利 委員 7番 柳田 隆喜 委員

開催時間 開会 AM 10:00 ~ 閉会

発言者	内 容
局長	<p>ご起立をお願いします。</p> <p>ただ今から、令和2年第3回美郷町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>一同、礼。</p> <p>お座りください。</p> <p>本日は、9番山口時義委員より欠席届が出ております。ただ今の出席委員は13名であります。よって本日の総会は成立いたします。会長挨拶の後、美郷町農業委員会規則によりまして、会長が議長となり議事進行を行います。</p> <p>会長、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p><挨拶></p> <p>それでは日程表に従いまして、令和2年第3回総会を進行していきます。</p> <p>日程第1、本日の議事録署名委員の指名をいたします。6番林田寿利委員、7番柳田隆喜委員、よろしくお願ひします。</p> <p>続いて日程第2、会期の日程は本日1日といたしますがよろしいですか。</p> <p><異議なし></p> <p>異議なしと認め、会期は本日1日と決定します。</p> <p>それでは日程第3、議案審議に移ります。</p> <p>議案第11号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の提案理由説明を求めます。</p>
局長	<p>説明の前に、本日の議案第11号と14号において、委員の方の対象案件があります。農業委員会法第31条の規定に基づき、議事参与の制限がありますので、そ</p>

の折には退室をお願いします。それでは2ページをお開きください。議案第11号、農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条の規定による所有権移転及び賃貸借の許可申請があったので、承認を求める。令和2年3月30日提出、美郷町農業委員会会長 菊田正光。次のページが対象農用地の位置図であります。受付番号22番から30番までの9件となっております。詳細は担当がご説明いたします。

事務局員

4ページをお開きください。受付番号は22番です。申請人の譲受人が、美郷町南郷神門の79歳の方。譲渡人は、美郷町南郷水清谷の70歳の方です。申請地は、南郷水清谷字猪之原、畑1筆、152㎡になります。申請理由は、贈与による所有権移転。利用計画は野菜となります。契約内容は、申請書明細のとおりであります。譲受人の経営は、自作地のみ3,564㎡。家畜はありません。家族総数3名の労力1名となっております。5ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

藤田委員

12番、藤田です。申請地は、譲渡人が1年ほど前に親戚から死後相続を受けた土地であります。その他の農地・宅地・山林などすべての土地を相続しました。譲受人はもともと水清谷に住んでいましたが、15年ほど前家事で家を失くして、現在神門の町営住宅に住んでいます。水清谷に帰ってきたいということで、宅地を購入する際に隣接する農地も一緒に購入するということがあります。ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号22番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号22番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、受付番号23番の説明をお願いします。

事務局員

6ページをお開きください。受付番号は23番です。申請人の譲受人は、美郷町南郷神門の54歳の方。譲渡人は、美郷町南郷神門の86歳の方です。申請地は、南郷神門、畑6筆、5,500㎡であります。申請理由は、贈与による所有権移転。利用計画は、ご覧のとおりです。契約内容は、申請書明細のとおりであります。譲

受人の経営は、自作地のみ 11,937 ㎡。家畜はありません。家族総数 3 名の労力 3 名となっております。7 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長 地区担当委員の説明をお願いします。

田野委員 8 番、田野です。親子間の贈与ですので、問題ないと思われます。ご審議よろしくをお願いします。

議長 説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 23 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

林田委員 はい。

議長 どうぞ。

林田委員 6 番、林田です。申請書の利用計画の欄に不明地とありますが、これは何ですか。

事務局員 議長。

議長 事務局、どうぞ。

事務局員 説明いたします。土地台帳としては残っていますが、実際には土地はありません。土地の登記があり親子間の贈与になりますので、とりあえず名義を変えろということで申請人から聞いております。以上です。

議長 林田委員、よろしいですか。

林田委員 はい。

中田委員 いいですか。

議長 どうぞ。

中田委員 4 番、中田です。不明地が台帳に残っていると、今後も問題になるのではないですか。

事務局員 農業委員会としては、不明地は農地として管理はしておりません。但し土地の動きがあるときは、総会の審議にかけないと許可が出ないため、今回のような案

	件になります。以上です。
中田委員	わかりました。
議長	他にありませんか。
	<なし>
	無いようですので採決に移ります。受付番号 23 番に賛成の方の挙手を求めます。
	<全員、挙手>
	ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、受付番号 24 番の説明をお願いします。
事務局員	8 ページをお開きください。受付番号は 24 番です。申請人の譲受人が、美郷町西郷田代の 73 歳の方。譲渡人は、美郷町西郷田代の 73 歳の方と、宮崎市の 74 歳の方の共有になります。申請地は、西郷田代字蕨野、田 2 筆、862 m ² であります。申請理由は贈与による所有権移転。利用計画は水稲になります。契約内容は、申請書明細のとおりであります。譲受人の経営ですが、自作地・借入地あわせて 7,110 m ² 。家畜はありません。家族総数 2 名の労力 2 名となります。9 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。
議長	地区担当委員の説明をお願いします。
林田委員	6 番、林田です。譲受人の奥さんと、共有の譲渡人は姉妹であります。譲渡人 2 名は高齢であり耕作も難しいため、義理の弟である譲受人に贈与することで話がまとまったようです。ご審議よろしくをお願いします。
議長	説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 24 番について質疑のある方は挙手をお願いします。
	<なし>
	無いようですので採決に移ります。受付番号 24 番に賛成の方の挙手を求めます。
	<全員、挙手>
	ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。

続きまして、受付番号 25 番の説明をお願いします。

事務局員

10 ページをお開きください。受付番号は 25 番です。申請人の譲受人が、美郷町西郷田代の 82 歳の方。譲渡人は、美郷町西郷田代の 52 歳の方です。申請地は、西郷田代字道野ノ原、畑 1 筆、3,790 m²であります。申請理由は、売買による所有権移転。利用計画は杉苗の植栽となっております。契約内容は、申請書明細のとおりです。譲受人の経営は、自作地のみ 3,068 m²、家畜はありません。家族総数 2 名の労力 2 名となっております。11 ページが地籍集成図です。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

中野委員

2 番、中野です。譲渡人の母親が牛を養っていて飼料作物を作っていましたが、最近倒れて入院しています。譲渡人も日向で働いているため農作業が困難であるということで、売買の話がまとまったようです。購入後は杉苗を作るということですが、隣接する畑でも杉苗を育てている方がおりますので、農地の集約化も出来るのではないかと考えています。ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 25 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 25 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。

続きまして、受付番号 26 番の説明をお願いします。

事務局員

12 ページをお開きください。受付番号は 26 番です。申請人の譲受人が、美郷町南郷神門の 61 歳の方。譲渡人が、美郷町南郷神門の 70 歳の方です。申請地は、南郷神門字北又江ノ原、田 2 筆、4,274 m²であります。申請理由は、賃借権の設定。利用計画は水稲となります。契約内容は、申請書明細のとおりであります。譲受人の経営は、自作地のみ 7,642 m²。家畜はありません。家族総数 2 名の労力 1 名となっております。13 ページが地籍集成図です。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

中田委員	<p>4番、中田です。地区担当の山口委員が欠席のため、代わって説明いたします。譲渡人は体が悪く、今までも人に頼んで作ってもらっていました。譲受人は今年森林組合を定年退職した為、牛を養いたいということで農地を借り入れることにしたそうです。何の問題もないと思いますので、ご審議よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号26番について質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので採決に移ります。受付番号26番に賛成の方の挙手を求めます。</p> <p><全員、挙手></p> <p>ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、受付番号27番の説明をお願いします。</p>
事務局員	<p>14ページをお開きください。受付番号は27番です。申請人の譲受人が、美郷町西郷田代の59歳の方。譲渡人が、美郷町西郷田代の86歳の方です。申請地は、西郷田代字谷川、田1筆、1,034㎡であります。申請理由は賃借権の設定。利用計画は水稻となっております。契約内容は、申請書明細のとおりであります。譲受人の経営が、自作地のみ4,408㎡。家畜はありません。家族総数2名の労力2名となっております。15ページが地籍集成図です。本案件は、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。</p>
議長	<p>地区担当委員の説明をお願いします。</p>
森田委員	<p>5番、森田です。譲受人は役場の職員です。譲渡人は高齢で特老に入所しており、耕作は出来ません。隣接地も譲受人が耕作しており、現地も確認しましたが問題ないと思われま。よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号27番について質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので採決に移ります。受付番号27番に賛成の方の挙手を求めます。</p> <p><全員、挙手></p>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。
続きまして、受付番号 28 番の説明をお願いします。

事務局員

16 ページをお開きください。受付番号は 28 番です。申請人の譲受人が、美郷町西郷田代の 59 歳の方。譲渡人が、日向市の 76 歳の方です。申請地は、西郷田代字山ノ川内、田 6 筆、1,122 m²であります。申請理由は賃借権の設定。利用計画は水稻となっております。契約内容は、申請書明細のとおりです。譲受人の経営は、自作地・借入地あわせて 11,716 m²。家畜はありません。家族総数 6 名の労力 3 名となっております。17 ページが地籍集成図です。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

森田委員

5 番、森田です。譲渡人は日向市財光寺の病院に入院していますが、近々施設に入ることになっているそうです。体が不自由で耕作が出来ないため、元家が隣同士の譲受人に頼むことにしたそうです。譲受人の父親はまだまだ元気がよく、2 人で精力的に農業に取り組んでおります。申請地は家のすぐ近くであり、何の問題もありませんので、ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 28 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 28 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。
続きまして、受付番号 29 番ですが私自身が申請人の案件になりますので、議事進行を交代し退席いたします。中田辰美副議長、よろしくをお願いします。

<議長、退席>

<中田辰美委員、議長席へ>

中田副議長

それでは、受付番号 29 番の説明をお願いします。

事務局員

18 ページをお開きください。受付番号は 29 番です。申請人の譲受人が、美郷町北郷宇納間の 67 歳の方。譲渡人が、日向市の 82 歳の方です。申請地は、北郷

宇納間字平山、田 2 筆、5,805 m²であります。申請理由は賃借権の設定。利用計画は、水稲となっております。契約内容は、申請書明細のとおりです。譲受人の経営ですが、自作地・借入地あわせて 26,387 m²。家畜はありません。家族総数 4 名の労力 4 名になります。19 ページが地籍集成図です。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の調査報告をお願いします。

菊池委員

1 番、菊池です。譲渡人は、事情があり現在日向市に在住しています。昨年までは米を作っていたんですが、高齢で管理できないため今回の申請となりました。申請地は大変高いところにあり、近くの川からポンプアップして水をあげています。譲受人は農業委員でありますので問題ありません。以上です。

中田副議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 29 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 29 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。審議が終わりましたので、菊田議長を呼び戻してください。議事進行を、菊田議長に戻します。お疲れ様でした。

<中田副議長、自席へ>

<菊田議長、着席>

中田副議長、ありがとうございました。
続きまして、受付番号 30 番の説明をお願いします。

事務局員

20 ページをお開きください。受付番号は 30 番です。申請人の譲受人が、美郷町北郷宇納間の 71 歳の方。譲渡人は、日向市の 62 歳の方です。申請地は、北郷宇納間字力石、田 2 筆、2,688 m²であります。申請理由は賃借権の設定。利用計画は水稲となっております。契約内容は、申請書明細のとおりです。譲受人の経営は、自作地・借入地あわせて 33,703 m²。家畜は牛を 32 頭飼養しています。家族総数 2 名の労力 2 名となっております。21 ページが地籍集成図です。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長	地区担当委員の説明をお願いします。
菊池委員	1 番、菊池です。譲受人は元大工でしたが、現在は北郷でも大規模な畜産農家です。藁の確保という面から借入地が多くなっています。譲渡人は日向に住んでいて、耕作のために通ってくるのは困難ということです。申請地は、譲受人の家から割りと近いところになります。問題ないと思います。よろしくお願いします。
議長	<p>説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 30 番について質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので採決に移ります。受付番号 30 番に賛成の方の挙手を求めます。</p> <p><全員、挙手></p> <p>ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、議案第 12 号、非農地の許可申請について、事務局の提案理由説明を求めます。</p>
局長	22 ページをお開きください。議案第 12 号、非農地の許可申請について。農地法第 2 条の規定する農地でないことの証明願いの申請があったので、承認を求める。令和 2 年 3 月 30 日提出、美郷町農業委員会会長 菊田正光。次のページが対象農用地の位置図であります。受付番号は 31 番の 1 件となっております。詳細は担当がご説明いたします。
事務局員	24 ページをお開きください。受付番号は 31 番です。受付月日が、令和 2 年 3 月 17 日。申請人が、美郷町南郷水清谷の 70 歳の方です。申請地は、南郷水清谷字猪之原の 4 筆。3,686 m ² であります。所有者は、申請人と同一です。調査月日は、令和 2 年 3 月 17 日。証明根拠は、10 年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として使用することが困難な土地であるためとなっております。25 ～ 27 ページは公図、28 ～ 30 ページが現況写真です。以上です。
議長	地区担当委員の説明をお願いします。
藤田委員	12 番、藤田です。申請人は先程 3 条でも説明があった方です。相続を受けた土地が、とても耕作できるような農地でないということで、今回の申請になりました。ご審議よろしくお願いします。
議長	説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 31 番について質疑のある方

は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 31 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。

続きまして、議案第 13 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局の提案理由説明を求めます。

局長

31 ページをお開きください。議案第 13 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について。農地法第 5 条の規定による農地転用の許可申請があったので、承認を求める。令和 2 年 3 月 30 日提出、美郷町農業委員会会長 菊田正光。次のページが対象農用地の位置図であります。受付番号は 32 番の 1 件となります。詳細は担当がご説明いたします。

事務局員

33 ページをお開きください。受付番号は 32 番です。申請人の譲受人が、延岡市の㈱丸誠電器。譲渡人は、美郷町北郷宇納間の 91 歳の方です。申請地は、北郷宇納間字向宇納間、畑 1 筆、1,934 m²になります。申請理由は、事業拡大のため、太陽光発電設備を設置するとなっております。転用後の用途は、太陽光発電設備。契約内容は、申請書明細のとおりです。転用の時期は、着手が許可から半年以内となっております。34 ページが地籍集成図。35 ページが事業計画書、36 ページが太陽光発電設置計画図、37～38 ページが現況写真になります。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

菊池委員

1 番、菊池です。譲渡人は 2 年ほど前まで耕作していたんですが、高齢で調子が悪く、また後継者も早くに亡くしていることから、現在荒地となっております。日当たりもよいので、太陽光発電には問題ないと思われれます。ご審議よろしくお願いたします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 32 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 32 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。

続きまして、議案第 14 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局の提案理由説明を求めます。

局長

39 ページをお開きください。議案第 14 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地集積計画の提出があったので、承認を求める。令和 2 年 3 月 30 日提出、美郷町農業委員会会長 菊田正光。次のページが対象農用地の位置図であります。受付番号 33 番から 44 番までの 12 件となります。詳細は担当がご説明いたします。

事務局員

41 ページをお開きください。所有権移転関係になります。受付番号 33 番と 34 番ですが、所有権の移転を受ける者が同一であるため、あわせて説明いたします。

所有権の移転を受ける者が、美郷町西郷田代の 68 歳の方です。

受付番号 33 番。所有権を移転する者が、美郷町西郷田代の 85 歳の方です。所有権を移転する土地が、西郷田代字八重ヶ倉、田 3 筆、1,106 m²になります。贈与による所有権移転。利用計画は記載のとおりです。

受付番号 34 番。所有権を移転する者が、延岡市の 71 歳の方です。所有権を移転する土地が、西郷田代、田 8 筆、畑 2 筆、4,168 m²になります。売買による所有権移転。利用計画は記載のとおりです。所有権の移転に伴う事項は、申請書明細のとおりです。所有権の移転を受ける者の経営状況ですが、自作地・小作地あわせて 49,341 m²です。家族総数は 2 名の労力 2 名となっております。42 ページが地籍集成図です。本案件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

林田委員

6 番、林田です。33 番の所有権を移転する者は、昨年までは何とか米を作っていたんですが、高齢のため経営を縮小することにしたそうです。申請地は昨年耕作していないため荒れており、作ってくれるならと無償譲渡となりました。34 番の所有権を移転する者は、田の何枚かを移転を受ける者に管理してもらってましたが、今回すべてを譲ることにしたそうです。所有権の移転を受ける者は畜産農家であり、後継者と一緒ががんばっておりますので問題ないと思われま。集成図を見てもらうとわかるように、申請地は飛び地で規格も悪いところを管理してもらいとでも助かっています。ご審議の程よろしく申し上げます。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 33 番と 34 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 33 番と 34 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。

続きまして、受付番号 35 番・36 番・37 番ですが、利用権の設定を受ける者が同一ですのであわせて説明をお願いします。

事務局員

43 ページをお開きください。受付番号 35 番から 37 番ですが、あわせて説明いたします。

利用権の設定を受ける者が、美郷町南郷神門の 60 歳の方です。

受付番号 35 番。利用権を設定する者が、美郷町南郷神門の 53 歳の方です。利用権を設定する土地が、南郷神門字仮屋小田ノ原、田 5 筆、5,824 m²であります。利用権の種類は賃借権。利用計画は水稲です。

受付番号 36 番。利用権を設定する者が、美郷町南郷神門の 78 歳の方です。利用権を設定する土地は、南郷神門字猪ノ越、畑 3 筆、2,681 m²であります。利用権の種類は賃借権。利用計画は牧草です。

受付番号 37 番。利用権を設定する者が、美郷町南郷神門の 75 歳の方です。利用権を設定する土地が、南郷神門字竹ノ原、田 7 筆、5,545 m²であります。利用権の種類は使用貸借。利用計画は WCS です。

利用権の設定に伴う事項は、申請書明細のとおりであります。利用権の設定を受ける者の経営状況ですが、自作地・小作地あわせて 13,110 m²。家族総数 2 名の労力 2 名。利用権設定区分は 35・36 番は新規、37 番は継続になります。44 ページが地籍集成図です。本案件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

田野委員

6 番、田野です。利用権の設定を受ける者は畜産を営んでおります。35 番ですが、利用権を設定する者は高鍋町で郵便局長をしており、こちらには殆ど居りません。今まで主に父親が管理しておりましたが、高齢のため仕事が出来なくなったので預けることになったそうです。36 番の利用権を設定する者は、高齢の 1 人暮らしで管理が出来ないため、預けることになったそうです。37 番は継続案件であり、何の問題も無いと思いますのでご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 35 番・36 番・37 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 35 番・36 番・37 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。

続きまして受付番号 38 番ですが、田野敏広委員が利用権の設定人となっていますので、農業委員会法第 31 条の規定に基づき、議事参与の制限により審議終了まで退席をお願いします。

<田野敏広委員、退席>

それでは、受付番号 38 番の説明をお願いします。

事務局員

45 ページをお開きください。受付番号は 38 番です。利用権の設定を受ける者が、美郷町南郷神門の 51 歳の方。利用権を設定する者が、美郷町南郷神門の 75 歳の方です。利用権を設定する土地は、南郷神門字片地、田 3 筆、3,562 m²であります。利用権の種類は使用貸借。利用計画は水稻になります。利用権の設定に伴う事項は、申請書明細のとおりであります。利用権の設定を受ける者の経営状況ですが、自作地・小作地あわせて 20,658 m²。家族総数 7 名の労力 4 名。利用権設定区分は継続になります。46 ページが地籍集成図です。本案件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

藤田委員

12 番、藤田です。利用権を設定する者は、振動病で仕事が出来なくて通院している方です。利用権の設定を受ける者は農業委員であり、継続の案件となります。使用貸借で無償となっていますが、耕作してもらえれば対価は要らないということです。ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 38 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 38 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。
審議が終了しましたので、田野敏広委員を呼び戻してください。

<田野敏広委員、着席>

続きまして、受付番号 39 番から 43 番までの 5 件について、利用権の設定を受ける者が同一のため、あわせて説明をお願いします。

事務局員

47 ページをお開きください。受付番号は 39 番から 43 番までの 5 件になります。
利用権の設定を受ける者が、美郷町西郷田代の 68 歳の方です。

受付番号 39 番。利用権を設定する者が、横浜市の 85 歳の方です。利用権を設定する土地が、西郷田代字峰ノ前、田 2 筆、696 m²です。

受付番号 40 番。利用権を設定する者が、宮崎市の 61 歳の方です。利用権を設定する土地が、西郷田代字峰ノ前、田 7 筆、2,451 m²です。

受付番号 41 番。利用権を設定する者が、延岡市の 65 歳の方です。利用権を設定する土地が、西郷田代字関ノ神、田 3 筆、2,961 m²です。

受付番号 42 番。利用権を設定する者が、宮崎市の 72 歳の方です。利用権を設定する土地が、西郷田代字伊佐賀、田 2 筆、932 m²です。

受付番号 43 番。利用権を設定する者が、美郷町西郷田代の 60 歳の方です。利用権を設定する土地が、西郷田代字岩神と字蕨野、田 3 筆、3,611 m²です。

利用権の種類は賃借権。利用計画はすべて水稻です。利用権の設定に伴う事項については、申請書明細のとおりとなります。利用権の設定を受ける者の経営状況ですが、自作地・小作地あわせて 49,341 m²。家族総数 2 名の労力 2 名。利用権設定区分はすべて継続となります。48 ページが地籍集成図です。本案件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

林田委員

6 番、林田です。利用権の設定を受ける者は、先程の 41 ページの案件と同一の方です。すべて継続の案件で問題ないことを確認しましたので、ご審議の程よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 39 番から 43 番までの 5 件について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 39 番から 43 番までの 5 件に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、受付番号 44 番について説明をお願いします。

事務局員

49 ページをお開きください。受付番号は 44 番です。利用権の設定を受ける者が、宮崎県農業振興公社。利用権を設定する者が、美郷町西郷田代の 78 歳の方です。利用権を設定する土地は、西郷田代字山ノ川内、田 2 筆、1,101 m²であります。利用権の種類は賃借権。利用計画は水稻となります。利用権の設定に伴う事項は、申請書明細のとおりであります。利用権設定区分は新規です。50 ページが地籍集成図になります。本案件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

森田委員

5 番、森田です。利用権を設定する者は、足腰が悪く農作業が出来ないため、管理機構に預けることにしたそうです。問題は無いと思われます。ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 44 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 44 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、報告第 3 号、農地の賃貸借合意解約書について、事務局の提案理由説明を求めます。

局長

51 ページをお開きください。報告第 3 号、農地の賃貸借合意解約書について。農地の賃貸借合意解約書の提出があったので報告する。令和 2 年 3 月 30 日提出、美郷町農業委員会会長 菊田正光。詳細は担当がご説明いたします。

事務局員

52 ページをお開きください。西郷田代字関の神の田 3 筆を、農地法第 3 条で 5

年間の賃貸借契約がなされておりましたが、令和2年2月27日をもって合意解約が成立したことを報告いたします。

続きまして54ページをお開きください。西郷山三ヶ字山瀬の畑2筆を、農地法第3条で3年間の賃貸借契約がなされておりましたが、令和2年3月13日をもって合意解約が成立したことを報告いたします。

事務局員

別紙でお配りした資料の56ページからご覧ください。農業振興公社から同意が得られましたので、こちらの資料を使って説明いたします。西郷田代字山ノ川内の田2筆について、令和2年3月19日をもって宮崎県農業振興公社と賃借人との解約が成立しましたので報告いたします。あわせて利用権設定の解約の申し出があり、公社と賃貸人の中で解約が成立したことを報告いたします。60ページをご覧ください。西郷田代字山ノ川内の田2筆について、令和2年3月19日をもって宮崎県農業振興公社と賃借人との解約が成立いたしました。あわせて利用権設定の解約も、公社と賃貸人との間で成立したことを報告いたします。以上です。

議長

合意解約の報告ですが、質疑はありませんか。

<なし>

無いようですので、続きまして報告第4号、農地改良完了届について、事務局の提案理由説明を求めます。

局長

64ページをお開きください。報告第4号、農地改良完了届について。農地改良完了届出書の提出があったので報告する。令和2年3月30日提出、美郷町農業委員会会長 菊田正光。詳細は担当がご説明いたします。

事務局員

65ページをご覧ください。美郷町北郷宇納間の畑2筆について、嵩上げ工事が完了したことを報告いたします。66ページが完成写真、67ページが図面となっております。

68～70ページをご覧ください。北郷宇納間の田4筆について、嵩上げ工事が完了したことを報告いたします。71ページが完成写真、72ページが図面となっております。以上です。

議長

改良完了届の報告ですが、質疑はありませんか。

<なし>

質疑が無いようですので、それではこれで、本日の議案の審議をすべて終了いたします

ご起立をお願いいたします。

以上を持ちまして、令和2年第3回美郷町農業委員会総会を終了いたします。
一同、礼。

本会議の次第は議事録と相違ないことを証するためここに署名する。

美郷町農業委員会 会長 菊田 正光

美郷町農業委員会 委員 林田 寿利

美郷町農業委員会 委員 柳田 隆喜

